

各都道府県担当部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（被災者生活再建担当）  
（公印省略）

### 罹災証明書交付業務における新型コロナウイルス感染症対策について

罹災証明書は、被災者の生活再建・住宅再建に向けての重要な基礎的資料であり、これを迅速に交付するためには、速やかに被害認定調査を実施する必要があります。

被災した住家の調査・判定方法や罹災証明書の交付などの罹災証明書交付業務における必要な事項については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（以下、「運用指針」という。）や「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」（以下、「手引き」という。）等において示しているところですが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、罹災証明書交付業務において、「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）が発生することが懸念されることから、感染防止対策を下記のとおり取りまとめましたので、関係部局及び管下市町村に周知をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

### 記

#### 1. 被害認定調査等に係る市町村向け説明会の実施について

近年の災害において、都道府県は、災害発生後速やかに被害認定調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施することが求められています。対面による説明会開催の場合、感染リスクが高まることから、テレビ会議システム等を活用し、各市町村に映像配信を行うなど、感染拡大防止のための取組を事前に検討して頂きますようお願いいたします。なお、テレビ会議システム等が活用出来ない場合には、映像資料（内閣府作成）を活用した研修など他の代替措置をとることを検討してください。

テレビ会議システム等の活用や他の代替措置をとることが困難な場合には、別添

の感染防止対策等を講じた上で説明会を実施して頂きますようお願いいたします。

## 2. 被害認定調査について

第2次調査及び再調査では、住家内に立ち入り詳細調査を行うため、被災者の立会いが必要となります。市町村は、別添の感染防止対策等を講じた上で、調査を実施して頂きますようお願いいたします。

## 3. 罹災証明書の申請・交付について

窓口での申請・交付は、不特定多数の被災者が集まるため、感染リスクが高まることから、下記の取組等について事前に検討して頂くとともに、窓口での対応に際しては、別添の感染防止対策等を講じた上で、事前の整理券配布、申請・交付の分散化（地域別に申請・交付）等の取組を実施して頂きますようお願いいたします。

### <申 請>

市町村は、申請に際し、市町村独自で構築している電子申請システムやマイナポータルのぴったりサービスなどによる電子申請の活用や郵送による申請等の対応を事前に検討して頂きますようお願いいたします。

### <交 付>

市町村は、交付に際し、郵送による交付等の対応を事前に検討して頂きますようお願いいたします。

## 4. 被災者への広報について

市町村は、被災者に対し、被害認定調査の実施時における感染防止対策や罹災証明書の申請・交付方法などについて、別添の対応方針等を踏まえつつ、適切な広報を行う必要がありますので、あらかじめ、広報の方法等についてご検討頂きますようお願いいたします。

## 5. 業務の効率化や体制の構築等について

発災時には、上記1～3で示す各フェーズに応じた感染防止対策等が求められ、より多くの業務が生じることから、各種被災者支援システムの事前導入や発災時を想定した訓練の実施など、業務を円滑に進められる工夫により業務の効率化を図るとともに、自治体同士や民間との事前の協定締結や「被災市区町村応援職員確保システム」の活用等により、体制の構築に努めて頂きますようお願いいたします。

なお、体制構築に当たっては、総務省において「被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員の派遣における新型コロナウイルス感染症に係る留意事項

について」(令和2年5月22日付け 総行派第20号 総務省自治行政局公務員部公務員課応援派遣室長通知)が発出されており、受援側地方公共団体(被災市区町村及び被災都道府県)、応援側地方公共団体(総括支援チーム派遣団体並びに対口支援団体及びこれと一体的支援を行う市区町村)ごとの留意事項が通知されておりますので、こちらも踏まえて、ご検討頂きますようお願いいたします。

## 6. 感染防止対策に必要な物資・資材やスペース等について

発災時には、短期間で多くの職員が罹災証明書交付業務を行うこととなり、上記1～3で示す各フェーズに応じて、感染防止対策のための多くの物資・資材や十分な作業スペース等を確保する必要があることから、事前に準備を進めて頂きますようお願いいたします。

## 7. その他

- ・運用指針や手引き等については、令和2年3月に、災害救助法による住宅の応急修理制度の準半壊(損害割合10%以上20%未満)への対象拡充に伴う見直し等の改定を実施していますので、ご留意ください。
- ・罹災証明書の様式については、自治体等からの様式統一に対する要望を踏まえ、「罹災証明書の様式の統一化について」(令和2年3月30日付け府政防第737号(内閣府政策統括官(防災担当)))において、統一様式を提示するとともに、罹災証明書の交付枚数や代理申請については、「罹災証明書の交付に係る運用について」(令和2年3月30日付け事務連絡(内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(事業推進担当)))において、統一的に運用することが適切である旨を通知していますので、これらの通知等も参考としつつ、罹災証明書の適切な交付に努めていただくようお願いいたします。

<参考：映像資料等掲載先(内閣府ホームページ)>

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/unityou.html>

以上

### 問い合わせ先

内閣府政策統括官(防災担当)付  
参事官(被災者生活再建担当)付 原、佐藤、安田  
Tel 03-3503-9394 Fax 03-3502-6034  
Mail tomohisa.hara.v2u@cao.go.jp  
toshiki.sato.y8v@cao.go.jp  
hayato.yasuda.s4x@cao.go.jp

新型コロナウイルス流行に伴う発災時における被害認定業務の留意事項について

フェーズ	対応方針	感染防止対策
被害認定調査等に係る市町村向け説明会	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村職員を集めて実施する場合は、感染リスクが高まることから、テレビ会議システムを活用するなど、感染拡大防止のための取組を検討してください。</li> <li>テレビ会議システム等が活用できない場合には、既存の映像資料（内閣府作成）を活用した研修など他の代替措置をとることを検討してください。</li> <li>いずれの方法においても実施が困難な場合には、所要の感染防止対策を講じた上で、説明会を実施してください。（対策例は右記参照）</li> </ul>	<p>&lt;参加者の感染防止対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加者は、最小限の人数とする</li> <li>マスク着用、手洗い、咳エチケット</li> </ul> <p>&lt;会場内の感染防止対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会場内の換気</li> <li>複数人が触る箇所の消毒（扉や共用部 等）</li> <li>座席配置等の距離の確保（Social distancing）</li> <li>受付等を行う場合には、並ぶ位置を指定するなど人との距離を確保することや、対面時には必要に応じてパーティション等を設置</li> </ul>
被害認定調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査員の感染防止対策を実施してください。（対策例は右記参照）</li> <li>第2次調査及び再調査では、住家内に立ち入り詳細調査を行うため、被災者の立ち合いが必要となることから、事前に被災者の感染防止対策を周知してください。（対策例は右記参照）</li> </ul>	<p>&lt;調査員の感染防止対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最小限の人数（2～3人）</li> <li>マスク着用、手洗い、咳エチケット</li> <li>機器のこまめな消毒</li> <li>体調が悪ければ交代</li> </ul> <p>&lt;被災者の感染防止対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>立ち合いは、最小限の人数</li> <li>マスク着用、手洗い、咳エチケット</li> <li>住家内の換気</li> </ul>
罹災証明書の申請・交付	<p>・窓口での申請・交付では、不特定多数の被災者が集まり、感染リスクが高まることから、出来るだけ接触のない手続方法を検討してください。</p> <p>&lt;申請&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓電子申請、郵送申請</li> <li>✓窓口対応の場合は、申請を分散化（事前の整理券配布、地域別の申請等）、被災者、職員等の感染防止対策（対策例は右記参照）</li> </ul> <p>&lt;交付&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓郵送</li> <li>✓窓口対応の場合は、交付を分散化（事前の整理券配布、地域別の配布等）、被災者、職員等の感染防止対策（対策例は右記参照）</li> </ul>	<p>&lt;被災者の感染防止対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>窓口への来訪は、最小限の人数とする</li> <li>マスク着用、手洗い、咳エチケット</li> </ul> <p>&lt;窓口職員の感染防止対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最小限の人数</li> <li>マスク着用、手洗い、咳エチケット</li> <li>機器のこまめな消毒</li> <li>体調が悪ければ交代</li> </ul> <p>&lt;会場内の感染防止対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会場内の換気</li> <li>複数人が触る箇所の消毒（扉や共用部等）</li> <li>被災者同士等の人と人との距離を確保（Social distancing）</li> <li>受付等を行う場合には、並ぶ位置を指定するなど人との距離を確保することや、対面時には必要に応じてパーティション等を設置</li> </ul>

※広報の注意点

上記の対応方針を踏まえ、必要な広報を実施

（具体例）

- ・調査：立会いが必要な場合は最小限の人数とする、被災者の感染防止対策 など
- ・申請・交付：どのような方法で行うのか。また、窓口対応の場合には、最小限の人数とし、被災者の感染防止対策 など

総行派第20号  
令和2年5月22日

各 都 道 府 県 総 務 部 長 (人事・防災・市区町村担当課扱い)	}	殿
各 指 定 都 市 総 務 局 長 (人事・防災担当課扱い)		

総務省自治行政局公務員部  
公務員課応援派遣室長  
(公印省略)

被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員の派遣における  
新型コロナウイルス感染症に係る留意事項について

大規模災害発生時に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みである被災市区町村応援職員確保システムにつきましては、「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」及び「被災市区町村応援職員確保システムに関する運用マニュアル」に基づく運用に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の発生が続く状況下での応援職員の派遣については、感染症の拡大防止に万全を期すことが重要であることから、受援側地方公共団体（被災市区町村及び被災都道府県）、応援側地方公共団体（総括支援チーム派遣団体並びに対口支援団体及びこれと一体的支援を行う市区町村）それぞれにおける留意事項を下記のとおりとりまとめました。

貴職におかれましては、下記事項に十分御留意いただき、平時からの準備や災害時の対応を行っていただきますとともに、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨を周知いただきますよう併せてお願いいたします。また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

なお、本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1 受援側地方公共団体

- (1) 職員が活動する場所において、十分な換気に努め、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けることをより一層推

進するとともに、手洗い・うがい、咳エチケット、マスク着用等の基本的な感染予防対策を徹底すること。

※災害対策本部の対応については、別紙の①を踏まえること。

※避難所の対応については、別紙の②～⑤を踏まえること。

- (2) 感染症対策に必要な物資・資材については、平時の事前準備も含め、その確保に努めること。
- (3) 応援業務の選定に当たっては、遠隔地においても処理が可能となる業務等の可能性のほか、地元事業者等への業務委託等についても検討するなど、業務の効率化・省力化を図ることを通じ、遠隔地間での感染拡大の抑止に留意すること。
- (4) 応援要請にあたっては、受援側地方公共団体における感染者発生状況等の情報を確保調整本部及び応援側地方公共団体に提供すること。また、受援開始後の日々の情報についても、災害対応に従事する職員に係る状況を含め、同様に確保調整本部及び応援側地方公共団体に提供すること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる派遣職員が生じた旨の連絡を受けたときには、受援側地方公共団体を管轄する保健所及び応援側地方公共団体への連絡が円滑に行えるよう、必要な対応の調整を行うこと。

## 2 応援側地方公共団体

- (1) 派遣前の検温、被災地で活動中の定期的な検温を実施する等、派遣職員の健康管理を徹底すること。派遣前に発熱やせき等の症状が見られた職員の派遣は控えること。また、派遣から帰任した後も、当面の間定期的な検温を継続する等健康管理に気を配ること。
- (2) 派遣職員においては、活動現場、宿泊先及び移動時等、常時、定期的な手洗い・うがい、咳エチケット、マスク着用等の基本的な感染予防対策を徹底すること。
- (3) 会議等を行う際は、出席者を必要最低限とし、出席者間の間隔を広く保ち、必要以上の交錯がないように導線に留意し、十分な換気を行うことにより、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けることをより一層推進すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる派遣職員が生じた場合には、当該職員を個室や開放スペース等に隔離するとともに、受援側地方公共団体を管轄する保健所及び応援側地方公共団体に連絡し、対応の指示を仰ぐこと。また、

当該職員の濃厚接触者についても同様に受援側地方公共団体を管轄する保健所及び応援側地方公共団体に対応の指示を仰ぐとともに、派遣職員の交代を検討する等、健康管理を徹底すること。

※濃厚接触者の定義については、別紙の⑥を参照すること。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する政府等における対策等については、以下をご参照ください。

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策（内閣官房HP）

<https://corona.go.jp/>

- ・ 新型コロナウイルスに関するQ & A（一般の方向け）（厚生労働省HP）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

- ・ 一般市民向け新型コロナウイルス感染症に対する注意事項（日本感染症学会HP）

[http://www.kansensho.or.jp/uploads/files/topics/2019ncov/2019ncov\\_ippan\\_200203.pdf](http://www.kansensho.or.jp/uploads/files/topics/2019ncov/2019ncov_ippan_200203.pdf)

連絡先

公務員部公務員課応援派遣室

電話 03-5253-5230（直通）

関連する通知等

【災害対策本部関係】

- ① 「新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応下における災害対応について」  
(令和2年4月27日付け消防庁国民保護・防災部防災課長通知)  
[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200427\\_bousai\\_79.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200427_bousai_79.pdf)

【避難所関係】

- ② 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」  
(令和2年4月1日付け府政防第779号・消防災第62号・健感発0401第1号内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長通知)  
[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200401\\_bousai\\_62.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200401_bousai_62.pdf)
- ③ 「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」  
(令和2年4月7日付け内閣府・消防庁・厚生労働省事務連絡)  
[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200407\\_bousai\\_jimu1.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200407_bousai_jimu1.pdf)
- ④ 「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」  
(令和2年4月28日付け内閣府・消防庁・厚生労働省・観光庁事務連絡)  
<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200428jimurenraku.pdf>
- ⑤ 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について」  
(令和2年5月21日付け府政防第939号・消防災第87号・健感発0521第1号内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長通知)  
[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200521\\_bousai\\_87.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200521_bousai_87.pdf)

【濃厚接触者の定義】

- ⑥ 「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」  
(国立感染症研究所感染症疫学センター)  
<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-02-200420.pdf>